

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

四国中央市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、更に南は四国山地を境に高知県と4県が接する地域であり、また、4県を結ぶ高速道路がX字形に交わる交通の要衝である。

令和6年3月31日現在の人口は81,700人であるが、10年前の平成26年3月31日現在の人口は91,222人であり、10年間で9,522人減少している状況である。

当市の基幹産業は「紙」であり、2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）においてパルプ・紙・紙加工品製造業の出荷額が約5,944億円であり平成16年の市町村合併以来19年連続全国一位を誇る「日本一の紙のまち」である。

戦前より製紙業界をあげて銅山川疎水事業に取り組み、戦後、山間地域に建設された、柳瀬・新宮・富郷ダムにより、潤沢な水資源が確保され、安定供給されることにより、「紙」であれば「お札と切手以外なら何でもそろろう」といわれるほど、多様な紙産業の集積地として発展し、現在では日本屈指の生産量を誇る。また、プラスチック製品などその他製品を含めた製造品出荷額は約7,299億円余りとなり、四国第四位の出荷額を誇る産業都市である。

2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）における当市の製造業事業所数は364社であり、そのうち約半数にあたる198社がパルプ・紙・紙加工品製造業である。

一方、製造業等の二次産業に特化した産業構造ではあるが、運輸・卸売業等の三次産業についても製紙業とともに発展してきた。また、当市西部・嶺南地域においては、一次産業も盛んであり、中でも平成18年9月にデビューした里芋「伊予美人」や、令和3年2月に発足した「うま茶振興協議会」では、新宮・富郷地区のそれぞれの茶葉の特性を生かし制作したブレンド茶「結の霧ひめ」のブランド化に成功している。

現在、当市中小企業においては、人口減少による人手不足、後継者不足等の問題が喫緊の課題である。有効求人倍率においても令和6年3月現在、1.31倍と高い水準で推移しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された当市の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、当市としては「第三次四国中央市総合計画」に掲げる「脱炭素・循環型社会の形成」「企業留置・誘致」「地場産業振興」等を柱とした産業支援策を実施するとともに、「移住・定住の促進」等の人口減少対策等に効果・実効性のある取組みを戦略的に進め、今後の当市産業及び地域経済の更なる発展に繋げる。

## （２）目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、「日本一の紙のまち」として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 100 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## （３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

## ２ 先端設備等の種類

四国中央市の産業は、製造業を中心に小売業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

## ３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

### （１）対象地域

四国中央市は紙産業を基幹産業とし、臨海エリアに工場が密集しているが、山間エリアに造成された 3 つのダムにより、豊富な工業用水を確保し、他に類を見ない充実したインフラ整備が整っている。そのため市内一円で産業クラスターを形成している状況である。

このようなことから、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### （２）対象業種・事業

四国中央市の産業は、製造業を中心に小売業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、脱炭素・省エネの推進、当市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様で

ある。したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、太陽光発電については、新たな雇用の場の創出と人出不足に対応した事業基盤の構築を図るため、当市に自己の事業所等を置き、そこに常駐する従業員が従事する事業に限る。

#### ４ 計画期間

##### （１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日～令和９年３月３１日とする。

##### （２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

#### ５ 先端設備等の導入の促進にあたって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・市税等の滞納（猶予を除く。）がある場合は認定しない。

##### （備考）

用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。